第１の項目について

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところであり、休暇の拡充や新設は困難。

第２の項目について

教育庁では府立学校の危機管理体制を確実なものにするため、各校に各種災害に応じた実効性の高い「防犯及び防災計画」等の作成および提出を求めている。

緊急時の参集に関する府立学校教職員の行動については、今年度作成した「教職員防災必携」にて概要を示し、各校において教職員に携帯するよう通知したところ。

また、「防犯及び防災計画」において、各校では自校の実情に応じ、災害対策本部の設置、教職員の配備体制の確立、児童等の安全確保等について策定し、非常時の防災体制を整えていただいている。

なお、災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、府域に非常配備が発令された場合、職員にはそれぞれの配備区分に従い、勤務する学校に参集し、各校が策定している「府立学校版業務継続計画（ＢＣＰ）」に記載されている非常時優先業務の内容をふまえ、対応していただくことになる。

第３の項目について

「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映については、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映している。

また、皆さま方との協議を踏まえ、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については配分原資を１回あたり０．０３月とし、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところであり、ご理解頂きたい。

第４の項目について

評価・育成システムにおいては、平成25年度から授業アンケートを踏まえた教員評価の仕組みを導入し、この間、客観性・適正性をより一層確保するため必要な改定を行いながら定着を図ってきたところ。

本年６月に公表した平成29年度評価結果については、上位区分が減少したことなどにより、成績率については、上位評価者の勤勉手当の成績率が増加した。

勤務労働条件に関わる事項については、必要に応じて皆様方との協議を続けてまいりたい。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、必要に応じて充実・改善を図ってまいる。

第５の項目について

臨時的任用職員の初任給については、上限号給の見直しを含めて、改正地方公務員法等の施行にあわせ、検討してまいる。

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難です。

臨時的教職員の任用については、任用事由が生じるごとに任用しているところであり、今後とも、制度の趣旨を踏まえ、適切に対処してまいる。

なお、業務上必要な任用期間については、今後、検討を行ってまいる。

第６の項目について

ハラスメントにつきまして、昨年度の相談状況(件数、内容等)を府立学校に調査を行い、あわせて、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、及び「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の教職員への周知につきましては、職員会議での内容説明、指針の配付、掲示などの方法によって、すべての府立学校で行われていることを本年６月実施の文書調査で確認している。

また、同時に校内相談窓口には、管理職以外の教員が入っているという状況についても把握している。

今後とも、校内研修をはじめ様々な研修の機会を通じて、教職員の意識の啓発に努め、快適で働きやすい職場環境づくりに努めてまいる。

第７の項目について

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22 年度から実施しているところであり、特別休暇の拡充や新設は困難。

なお、休暇休業制度については、小学生の子供を持つ親の子育てニーズを踏まえ、部分休業に見合う新たな休暇の制度化に向けた検討を行ってまいる。

また、合わせて不妊治療にかかる新たな休暇の制度化に向けた検討を行ってまいる。

第８の項目について

今後、会計年度任用職員制度の導入にあたり、勤務条件に関わる事項については、速やかに協議を行ってまいりたい。

第９の項目について

修学旅行は各学校が定める教育目標に沿って計画されるものであり、旅行先やその内容によって旅費に差が出ることは想定されるが、教職員旅費に係る予算が縮減される中、平成31年度からの修学旅行等に係る教職員旅費の配分基準を示させていただいた。

各学校において配分基準を踏まえ、実施計画を立てていただくようお願いしているところ。

限られた予算の中でも、効率的に実施できるよう、指導・助言に努めてまいる。

教職員旅費については、これまで、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところ。

平成30年度当初予算につきましては、平成29年度と同等の予算を確保することができたが、年々学校からの計画額が増加している状況にある。このため、教育庁内の関係課で構成するワーキンググループにおいて、予算執行の効率化や配当基準の見直しなどについて検討を行い、平成31年度からの配当基準について、昨年度末に各学校へお知らせしたところ。

財政状況が厳しい中ではあるが、生徒等の安全・管理や学校運営に支障をきたさないよう、予算執行の効率化等について、引き続き検討を進めるとともに、必要な予算の確保に努めてまいる。

第10Ａの項目について

教職員の働き方改革に向けての取組みについては、平成29年8月、教育監、教育次長を中心に、教育庁内関係室・課長による検討組織を設置し、平成30年3月に、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」を取りまとめたところ。

この取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいる。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項について所要の協議を行ってまいりたい。

支援学校におけるスクールサポートスタッフについては、今後、他府県等の状況等を注視してまいりたい。

なお、府立の高校・支援学校においては、教頭の多忙化解消に向けて引き続き取り組んでまいる。

第10Ｂの項目について

教員の部活動にかかる負担軽減を目的として、技術的な指導や校外への引率などを職務とする部活動指導員については、今年度、府立学校10校にモデル配置したところ。

部活動指導員配置による時間外勤務の削減等の効果検証を行い、拡充に努めてまいる。

第10Ｃの項目について

進学フェアは府立高校をはじめ府内の公立高校等が一堂に集まり、各校の学校生活や進路状況、また、進学するために必要な選抜などの情報を伝えることができる、大変重要な取組みであると認識している。

今年度の進学フェアは台風の影響により４時間30分の開催となったが、1万4000人の来場者があり進学フェアのニーズの高さが伺えた。

一方で、来場者のアンケートによる「満足度」については、昨年度の96.3%から、90.9%と減少しており、短時間のうちに来場者が入館したことによる、館内・学校ブースの混雑が要因と考えている。

引き続き、多くの来場者に公立高校等の取組みや魅力を伝えるとともに、効率的な運営に努めてまいる。

第10Ｄの項目について

府教育庁では、府立高校の教育相談機能の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを全ての府立高校に配置している。

また、平成21年度より、臨床心理学等を専攻している大学院生の実習を府立高等学校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。

今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めてまいる。

生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあり、平成30年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」において、18校また、エンパワメントスクール８校に対してSSWを配置している。現在、SSWの配置の充実に向け、検討を進めている。

第10Ｅの項目について

テレワーク（在宅勤務）については、職員のワーク・ライフ・バランスと業務の効率的な遂行を推進するため、30年９月より、府立学校10校にて試行実施を開始したところ。

今後、試行実施校における利用実態を調査し、テレワークの使い勝手、定着状況等を検証してまいる。

第11の項目について

府教育委員会においては、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、大阪府立学校安全衛生協議会を設置し、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を実現するために、様々な協議を重ねている。

同協議会では、「健康対策部会」「腰痛・頸肩腕症部会」の専門部会、また「健康対策部会」の下に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、ストレスチェック制度をはじめ、職員健康診断や安全衛生委員会の活性化、職員の長時間労働による健康障がいの防止などの具体的な個別の課題について、検討しているところ。

府立学校については、ストレスチェックの結果から集団分析を実施し、職場における安全衛生委員会において、職場環境改善のための資料とするよう働きかけている。

今後とも、同協議会における協議を踏まえ、快適な職場環境の形成や教職員の健康の保持増進に向けて、取り組んでまいる。

第12の項目について

校務処理システム及び学校情報ネットワークともに、全校への整備及び円滑な運用のため、電話及びメールによるサポート窓口を開設するとともに、必要に応じて個別対応や訪問対応を行うことで、ネットワーク管理者に対する支援を行っているところ。

第13の項目について

総務事務システムの改修につきましては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の内容等を踏まえ、関係部局と研究してまいる。